

平成26年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

行政法

1. 行政行為の職権取消しと撤回について、論じなさい。解答に当たっては、それぞれの意義と効果、法律の根拠の要否、職権取消し及び撤回に関する制限の有無、損失補償の要否について、必ず論じなさい。解答番号として、答案には、[1] と付しなさい。

(40 点)

2. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「本法」という）は、一定の事業者（以下「特定事業者」という）に、同法に規定する商品のリサイクル（再商品化）義務を課している。義務を果たしていない事業者には、本法 20 条の規定による勧告・公表・命令が行われ、さらには本法 46 条による罰則が当該事業者にも科される可能性がある。

平成 25 年 9 月 1 日、特定事業者に当たる X は、主務大臣（経済産業大臣） Y から、本法 20 条 1 項に基づく再商品化の勧告（以下「本件勧告」という）を受けた（履行期限、同年 11 月 30 日）。X が同勧告に応じない場合、同年 12 月初旬には、本法 20 条 2 項による公表がなされることが予想される。

しかし、X は、再商品化義務を果たさないことにつき「正当な理由がある」と考えており、Y の勧告に不服である。

(1) X は本件勧告自体を直ちに裁判所で争うことができるか。争うことができるとした場合は、どのような訴訟形式が適切か（仮の救済は考慮しなくてよい）。答案には [2 (1)] と付すこと。

(20 点)

(2) X が本件勧告を受けたあと、Y による本法 20 条 2 項の規定による公表（以下「本件公表」という）がまだなされていない時点で、X は、行政事件訴訟法によって、本件公表の差止めを裁判所に求めることができるか。求めることができるとしたときは、どのような訴訟形式が適切か（仮の救済は考慮しなくてよい）。答案には [2 (2)] と付すこと。

(20 点)

(3) X は本件勧告に続き、本件公表を受けたとしても当該勧告に係る措置も講じる意思はないものとする。X は、本件勧告のあと本件公表の前の段階で、Y が本法 20 条 3 項の規定による命令を発しないよう差止訴訟を提起することができるか。答案には [2 (3)] と付すこと。

(20 点)

※ 本問 (1) ～(3)の解答に当たっては、裁判実務を考慮しなくてよい。

参考) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (関係部分抜粋)
(漢数字を改めた)

(特定容器利用事業者の再商品化義務)

第 11 条 特定容器利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定容器 (中略) が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

2・3 (略)

(特定容器製造等事業者の再商品化義務)

第 12 条 特定容器製造等事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その製造等をする特定容器 (中略) が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない

2・3 (略)

(特定包装利用事業者の再商品化義務)

第 13 条 特定包装利用事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、その事業において用いる特定包装 (中略) が属する容器包装区分に係る特定分別基準適合物について、再商品化義務量の再商品化をしなければならない。

2・3 (略)

(指導及び助言)

第 19 条 主務大臣は、特定事業者*に対し、第 11 条から第 13 条までに規定する再商品化義務量の再商品化の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該再商品化の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

* 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者をいう。

(勧告及び命令)

第 20 条 主務大臣は、正当な理由がなく前条に規定する再商品化をしない特定事業者があるときは、当該特定事業者に対し、当該再商品化をすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第 1 項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第 46 条 第 20 条第 3 項の規定による命令に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。

* 本法施行令及び本法施行規則の規定は、解答に当たって考慮しなくてよい。